

工作依頼の支払いに利用可能な財源と請求時期について

○利用可能な財源とその期日

引渡し月 財源	4月～12月	1月	2月	3月
大学運営物件費	○	○	○	○ 翌年度7月に 過年度請求
寄附金	○	○	○	
受託研究・事業	○	○	○	× (利用不可)
共同研究・事業	○	○	○	
補助金	○	○	○	
科研費	○	○	× (利用不可)	

○科研費以外の財源での請求時期

引渡し月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月	2月	3月 (大学運営物件費・ 寄附金のみ)
請求時期 (コア事務→ 各部局会計係へ)	7月請求	10月請求	1月請求	2月請求	3月請求	翌年度 7月請求

○科研費の請求時期

引渡し月	4月～1月	2月	3月
請求時期 (コア事務→ 各部局会計係へ)	引渡し月の 翌月請求	× (利用不可)	

外部資金（プロジェクト経費や科研費）を支払い財源とする場合の注意事項

1. 製品の引渡し「月」を基準に、支払い請求を行います。
製品引渡し「月」が、支払財源の利用可能期間に収まるようご注意ください。
(必要でしたら担当者にご相談ください)
2. 引渡し後の財源の変更は原則できません。
3. 年度途中で利用期限が切れる財源でのお申込みについては、必ず事前にお申し出ください。